

昭和32年8月12日第三種郵便物認可
毎月1回1日発行 平成22年9月1日 No. 708

労働基準情報

岩手

Sep

9

2010



『岩手山のある風景』 写真：眞 舘 弘 治

心の健康維持・増進 全員参加でメンタルヘルス

(全国労働衛生週間スローガン)

〔目次〕

全国労働衛生週間	2
着任のご挨拶、リスクアセスメント実務研修会	3
死亡労働災害が多発しています！	4
クウェスチョン、産業安全運動の創始から100年	5
平成21年における定期監督等の実施結果について	6
平成22年度「事業場の心の健康づくりアドバイス」のご案内	7
岩手社労士会セミナー開催のご案内	8
新会員事業所のお知らせ、快適職場事業場	9
講習会のお知らせ	10・11

今月は「全国労働衛生週間準備期間」です。心とからだの健康づくりに取り組みましょう。

「心の健康維持・増進 全員参加でメンタルヘルス」

(平成22年度全国労働衛生週間スローガン)



全国労働衛生週間（毎年10月1日から7日まで）は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で第61回を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保等に大きな役割を果たしてきました。

職場における労働者の健康の確保を図り推進するためには、職場のトップ、管理監督者、産業保健スタッフ、労働者がそれぞれの立場において健康の維持・増進に取り組み、健康が確保された職場を実現していくことが重要です。

このような観点から、本年度は、

「心の健康維持・増進 全員参加でメンタルヘルス」をスローガンとして展開されることになりました。

この全国労働衛生週間を契機として、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図りましょう！

準備期間中（9月1日から9月30日まで）に各職場で実施する事項は次のとおりです。

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進 2 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進 3 労働衛生管理体制の確立と労働衛生管理活動の活性化 4 作業環境管理の推進 5 作業管理の推進 6 健康管理の推進 7 労働衛生教育の推進 8 粉じん障害防止対策の徹底 9 腰痛の予防対策の推進 10 電離放射線障害防止対策の推進 11 騒音障害防止対策の徹底 12 振動障害防止対策の徹底 13 VDT作業における労働衛生管理対策の推進 14 化学物質の管理の推進 15 石綿障害予防対策の徹底 16 心とからだの健康づくりの体制の整備・充実 | <ol style="list-style-type: none"> 17 快適な職場環境の形成の推進 18 喫煙対策の推進 19 新型インフルエンザ等対策の徹底 20 ウィルス性肝炎に関する取り組みの促進 21 エイズ問題への自主的な取組 |
|--|---|

本週間中（10月1日から7日まで）に各職場で実施する事項は次のとおりです。

- 1 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- 2 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- 3 労働衛生に関する展示会、講習会、研究会、討論会、見学会等の開催
- 4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 5 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 6 労働衛生に関する図画、作文、写真、標語等の掲示
- 7 その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施



着任のご挨拶

岩手労働局
労働基準部長 上野 邦久

7月30日付けで岩手労働局労働基準部長を拝命いたしました上野でございます。こちらに着任前は、中央労働委員会事務局におきまして、労使間の不当労働行為に関します申立ての審査に携わってまいりました。それより以前は、地方勤務で鳥取労働局、香川労働局、千葉労働局でそれぞれ労災補償行政に携わってまいりました。労働局におきまして暫くぶりに基準行政に携わるに当たり、気を引き締めて諸課題に取り組む所存です。

昨今の景気も一部で着実に持ち直してきているとはいっても、依然として経済状況は厳しく、労働者を取り巻く環境も厳しい状況が続いているところであります。とりわけ、労働基準行政を推進する立場とし、労働条件の確保・改善対策、労働災害の防止対策、労働者の健康確保、労災補償対策等、みなさんが安心して働くことのできる環境の整備等を着実に進めていくことが使命であり、微力ながら目標に向かって努力してまいりたいと考えております。

さて、着任後、早々に盛岡さんさ踊りを拝見いたしましたして、地域の皆さんがひとつになってお祭りを作り上げ、楽しんでいる姿を目の当たりにして岩手の皆さんのエネルギーをいただきました。労働基準行政に携わる我々職員一同も力を合わせまして一つひとつ確実な業務を遂行してまいりたいと考えます。

当地で勤務経験のある諸先輩からは、岩手の冬の寒さはとても厳しいけれど、それ以上に人情味のある温かな土地柄であると聞いております。岩手県が私にとっての故郷となりますよう、一生懸命に任務の遂行にあたり、同時に一生懸命に岩手の人・自然・食を満喫したいと思います。

最後に、会員事業場の皆様方の益々のご発展と働く皆様のご健康とご安全を祈念いたしますとともに、労働基準行政の推進に向けて皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、お願いを申しあげまして、私の着任のご挨拶とさせていただきます。

岩手労働基準協会・中央労働災害防止協会 共催

リスクアセスメント実務研修会

岩手労働基準協会・中央労働災害防止協会では、労働安全衛生マネジメントシステム等に取り組まれる事業場において、リスクアセスメントの仕組みの整備、実施の企画、管理を担当される方を対象として、リスクアセスメント導入における実際的なやり方についての研修会を開催いたします。奮ってご参加くださいますようご案内申し上げます。

本研修を修了した方は、厚生労働省通達「労働安全衛生マネジメントシステム担当者研修実施要領」（平成12年9月14日付基発第577号）のリスクアセスメント担当者研修を修了したものと認められます。

1. 期 日 平成22年11月16日(火) 9:20~17:00
2. 会 場 岩手県自治会館
3. 内 容 必要な法令や指針を中心にリスクアセスメントの考え方、仕組みづくり、実施方法について学びます。(事務局担当者向け)
4. 対象者 安全衛生スタッフ(システム事務局の方)、安全衛生担当者の方
5. 定 員 50名(定員になり次第申し込みを締め切ります)
6. 参加費 25,000円 会員
30,000円 一般
(テキスト代、消費税、昼食代を含みます。)
7. 申し込み・お問合せ
岩手労働基準協会 019-623-6521

死亡労働災害が多発しています！

岩手労働局

岩手労働局管内における労働災害は長期的には減少傾向にありますが、本年に入って重篤な労働災害が多発しており、死亡労働災害については、昨年1年間とほぼ同数の件数が発生する状況となっています。

※本年1月1日から8月18日までの間の労働災害による死亡者数は12人(昨年同期比5人71.4%増)となり、既に昨年1年間に発生した件数(13件)に迫る状況となっています。

このため、事業者、労働者をはじめ関係者の方々に死亡労働災害防止のための措置の徹底を改めて呼びかけることとしました。

死亡労働災害を発生状況からみると、事故の型別では、激突され3人、墜落・転落2人、飛来・落下1人、崩壊・倒壊1人、はさまれ・巻き込まれ1人、おぼれ1人、有害物との接触1人、高温物との接触(熱中症)1人、交通事故1人となっています。

また、災害発生の主要な要因及び問題点として、①安全に作業を行うための基本的な事項が遵守されていないこと、②各級管理者・安全衛生担当者の職務が行われていないこと、③作業者に対する教育が不足していること、④作業に携わる労働者の危険への認識が不足していることが挙げられます。

このため各事業場におきましては、

- ①危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント）の普及促進
- ②安全衛生責任体制の明確化及び職務の励行
- ③安全作業を考慮した作業計画、作業手順の設定と作業前の明確な作業指示
- ④定期的な安全教育の実施
- ⑤健診結果等に基づく健康管理の実施

をお願いいたします。

また、作業者の皆さんにおかれましても、

○作業を開始する都度、危険な機械、場所、作業が無いかの再確認

をお願いします。

死亡労働災害の撲滅のため、皆様方の御協力をお願いいたします。



死 亡 災 害 速 報 (7月)

■宮古署 警備業 3月1日(月) 女(25) 激突され

工事現場の交通誘導員として交通誘導作業中、工事現場内でダンプトラックが後進しようとしていたため、ダンプトラックの後方に移動し誘導していたところ、被災者の後方で作業を行っていたドラグショベルに激突され右足を轢かれたもの。

(3月発生の災害ですが、業務上外調査の結果、業務上と決定されました。)

■大船渡署 製造業(食料品製造業) 7月14日(水) 男(66) おぼれ

総トン数2.4tの船上で養殖ホヤの水揚げ作業を行い作業の終了後、帰港したところ、被災者の姿が見えなくなっており、搜索の結果、作業場所付近の海底で遺体で発見された。

■二戸署 建設業(その他の土木工事) 7月26日(月) 男(60) 高温物等との接触

橋脚の修繕工事現場において、休憩時間となり休憩場に行く際に、被災者が余った材料を抱えて階段を降りていたところふらついていたため、休憩場に寝かせて体を冷やす等の措置を行っていたが、その後、被災者が道路の方へ歩き道路上に倒れたことから、救急車で搬送したが、熱中症により死亡した。



パワーハラスメント

Q パワーハラスメントとはどういう行為をいうのですか、また会社はどうすればよいのですか。

A パワーハラスメントについては法律上規定された定義はありませんが、裁判事例等から次のように考えられています。

「職場において、職務上の地位や影響力に基づき、相手の人格や尊厳を侵害する言動を行うことにより、その人や周囲の人に身体的、精神的苦痛を与え、その就業環境を悪化させること」です。

例としては、社会通念上許容される範囲を超えた次のようなものがあげられます。

上司から部下の人間性を否定するような言動。

上司が仕事上の権限を越える命令をする。

取引先の事務所に上司と部下が出向いた際、顧客の前で部下の失敗を責め続ける。

休日に携帯電話に電話をして、平日の仕事の失敗を長時間責める。

私的な遊興のために、職場での上下関係を利用して、勤務終了後のカラオケや休日のゴルフ場への送迎を度々強要する。

こうした同僚や上司による「いじめ」、「パワハラ」は個人の人格権を違法に侵害した場合には、不法行為の加害者として民法第709条に基づき相手から損害賠償請求を求められることがあります。

さらに会社側に対しても、こうした「いじめ」などが「業務の遂行について」行われた場合には、使用者が民法第715条に基づいて損害賠償義務を負うケースもあります。

使用者は職場が労働者にとって働きやすい環境を保つよう配慮する注意義務があり、これを怠った時、使用者の債務不履行を問うことも可能と考えられるのです。

また、このような行為が職場内で行われれば、非効率をもたらし、会社にとっても社員にとってもマイナスです。

その対策として考えられるのは、会社として上記の法令上の責任や義務をよく確認して、社内に防止対策として相談窓口を設置したり、就業規則にパワーハラスメントに関する定義などを明記して周知するなど、従業員の行動の基準作りを進めていくことなどが考えられます。

産業安全運動の創始から

100年

1900年初頭のアメリカの産業界で提唱されていた「セーフティー・ファースト」の運動に感銘を受けた古河鋳業足尾鋳業所の小田川全之（おだがわまさゆき）氏は、1912年（大正元年）、「安全専一（あんぜんせんいち）」と名付けた標示板を坑内外に掲示し、従業員の安全意識の高揚を図るなど同鋳業所をあげて安全活動を始めました。これが、わが国産業界における自主的な安全運動の創始と考えられます。

創始の年から数えてちょうど100年目に当たる平成23年度を中心に、関係団体及び企業・事

業場が一丸になって、広報・啓発事業や各種イベントを開催する「産業安全運動100年記念事業」を実施することになりました。

この記念事業を通じて、経営トップから現場で働く人すべてが先人の安全にかけた思いと活動を振り返るとともに、これからの安全衛生活動の更なる発展をめざすこととします。



安全専一の標示板

平成21年における定期監督等の実施結果について 定期監督等を実施した事業場の約64%で法違反

岩手労働局（局長 山崎眞司）は、平成21年に管下7労働基準監督署において実施した定期監督等の結果を取りまとめました。概要は下記のとおりです。

（注）「定期監督等」とは、労働条件の確保、労働災害防止の観点から必要と認められる事業場の他、労働者や家族からの各種情報、労働災害の発生等を契機に、労働基準監督官が事業場に対して実施する臨検のことです。

1 定期監督等の実施件数及び違反率

(1) 実施結果

- ① 監督実施件数 1,277件（前年1,456件）
- ② 何らかの違反が認められた事業場数 815事業場（前年1,000事業場）
- ③ 違反率 63.8%（前年68.7%）

(2) 業種別の状況

業種別の監督実施件数は、「製造業」が442件と最も多く、次いで「建設業」257件、「商業」174件となっています。

また、業種別の違反率では、監督実施件数の少ない(30件未満)業種を除くと、「運輸交通業(トラック、タクシー等)」が82.5%、「保健衛生業(医療保健業、社会福祉施設)」が74.5%と高くなっています。

業種別違反率（上位5業種）

	平成19年	平成20年	平成21年
1 保健衛生業	91.4%	保健衛生業 88.2%	運輸交通業 82.5%
2 運輸交通業	82.1%	その他の事業 88.2%	保健衛生業 74.5%
3 商業	72.2%	運輸交通業 79.5%	商業 64.4%
4 製造業	70.5%	接客娯楽業 74.5%	接客娯楽業 64.3%
5 建設業	66.7%	製造業 69.7%	建設業 63.4%

※監督実施件数30件以上の業種を対象とした。

2 法違反の内容

(1) 労働基準法関係

- ① 割増賃金 298件（前年 346件）
【違反の事例】時間外（休日・深夜）労働を行わせたにもかかわらず、時間外（休日・深夜）手当を支払わないもの。
- ② 労働時間 280件（前年 344件）
【違反の事例】時間外労働に関する労使協定で定めた限度を超えて、時間外労働を行わせたもの。
- ③ 労働条件の明示 169件（前年 218件）
【違反の事例】雇入れ時に労働者に対し、賃金や労働時間等の労働条件を書面で明示しないもの。
- ④ 就業規則 146件（前年 161件）
【違反の事例】常時10人以上の労働者を使用する事業場について、就業規則を作成した場合、変更した場合に届出していないもの。
- ⑤ 賃金台帳 111件（前年 143件）
【違反の事例】賃金台帳に労働日数及び労働時間数等法定の事項を記載していないもの。

(2) 労働安全衛生法関係

- ① 機械・設備等の安全基準 168件（前年 261件）
【違反の事例】高さ2メートル以上の高所作業場所に墜落防止用の手すりを設けていないもの。
機械の高速回転部分に接触防止用のカバーを設けていないもの。
- ② 健康診断 122件（前年 179件）
【違反の事例】1年以内ごとに定期的に健康診断を実施していないもの。

3 今後の対応

(1) 労働基準関係法令及び安全衛生法令等の遵守の徹底

これら実施結果を踏まえ、平成22年度も労働条件の書面による明示の徹底、就業規則の作成・届出、記載内容の適正化や労働者に対する周知の徹底などの基本的な労働条件の枠組み並びにそれらに関する管理体制を適切に確立させるために、労働基準関係法令の遵守に向けた事業場の監督指導を積極的に実施し、過重労働や賃金不払残業（いわゆる「サービス残業」）の防止、労働災害の撲滅、最低賃金の履行確保など、労働者が安心・安全に働ける労働環境の整備のための対策を推進することとしております。

また、重大かつ悪質な法違反に対しては司法処分を含めた厳正な対応を図ることとしております。

(2) 改正労働基準法の周知等について

月60時間を超える時間外労働に係る法定割増賃金率の引上げ及び年次有給休暇の時間単位取得等を内容とする労働基準法の一部を改正する法律が平成22年4月1日から施行されていることから、改正法の規定の履行確保を通じて、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止を図ることとしております。

また、今般、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けた取組の促進を図るため、「労働時間等見直しガイドライン」が改正・施行されました。

仕事と生活の調和の実現を目指し、あらゆる機会を通しガイドラインの周知・啓発を進めるとともに、職場意識改善助成金の活用等を通じて、労働時間等の設定の改善に向けた関係者の取組の促進を図ることとしております。

労働者の健康の保持増進対策事業

平成22年度「事業場の心の健康づくりアドバイス」のご案内

事業場が進める 心の健康づくりの 活動を支援します

厚生労働省からの委託事業により
費用は無料です



この事業は、中央労働災害防止協会（中災防）が実施するもので、メンタルヘルス推進支援専門家（医師・臨床心理士・産業カウンセラー・心理相談員等）があなたの事業場を訪問し、メンタルヘルスケアに関する具体的な支援を行うものです。ぜひご活用ください。



これまでいろいろ
取組んではきたけれど、
この方法で
いいのだろうか？

メンタル
ヘルスの取組みを
始めたいけれど、
何から行えば
いいのだろうか？

退職者が
復職する際、
会社として何に気を
つけたらいいの？
どういう仕組みが
必要？

**対 象
事業場**

労災保険適用事業場（事業場規模は問いません）

メンタルヘルスケアの推進に新たに取り組む事業場、またはこれまでの取組みをさらに拡充しようとする事業場、メンタルヘルスケアの推進を計画的に進めようという意欲のある事業場

支援内容

事業場の現状・希望をお聴きし、事業者が必要とされているものについて、支援いたします。



体制づくりに関すること
計画づくり・

トップ層への 啓発	心の健康づくり 活動方針の 策定・表明方法	心の健康づくり 計画の作成	組織体制の 整備
社内規則の 整備	メンタルヘルス 推進担当者の 育成	産業保健 スタッフ等の 育成	事業場外資源 の活用

実施事項に関する
具体的な

教育・研修の 企画実施 サポート	教育・研修の 模擬的な実施	社内報等での 知識・情報の 周知・啓発	相談体制の 整備
ストレス 調査の企画実施 サポート	職場復帰支援の 枠組みづくり	職場環境等の 評価と	

※支援のお申し込み・お問い合わせ先

●中災防東北安全衛生サービスセンター
TEL 022-261-2821

●中災防岩手県支部（岩手労働基準協会内）
TEL 019-623-6521

岩手県社労士会セミナー開催

～テーマ～

今、知っておきたい

『労務管理のツボ』はこれだ！

～ あなたの会社は万全ですか？ ～

参加無料

盛岡会場

日 時：平成22年10月5日(火) 13:30 ～ 15:30

場 所：ホテルメトロポリタン盛岡 本館（定員50名）

一関会場

日 時：平成22年10月6日(水) 13:30 ～ 15:30

場 所：蔵ホテル一関（定員30名）

対象者：事業主団体 事業主 人事担当者等

講 師：社会保険労務士

※各セミナー終了後個別相談会を承ります。

予約不要・無料！

各セミナー会場にて
雇用保険コンサルティング相談会
同時開催！（10：00～16：00）

予約不要・無料！

社労士会支部相談会開催（年金・労働相談）

「労働問題110番」開催 要予約

平成22年10月9日(土) 10：00～15：00
平成22年10月23日(土) //

岩手県社会保険労務士会
総合労働相談所・年金相談センターにて

- 盛岡 10月1日(金) プラザおでって 10：00～16：00
- 花巻 10月2日(土) 銀河モール花巻 11：00～15：00
- 一関 10月6日(水) 蔵ホテル一関 10：00～15：00
- 二戸 10月14日(木) 二戸シビックセンター 10：00～15：00
- 沿岸地区 10月中旬開催予定

主 催

岩手県社会保険労務士会

お問合せ

盛岡市山王町1-1 TEL 019-651-2373 FAX 019-651-7841
E-mail: iwatesr@ictnet.ne.jp

社労士会セミナー参加申込書

岩手県社会保険労務士会 行
FAX 019-651-7841

事業主団体名 事業所名		希望会場	希望会場へ○をつけて下さい 盛岡 ・ 一関
住 所	〒 -	参加者名	
電話番号	() -	参加者名	

※参加申込者の個人情報、本企画等の目的以外には使用いたしません。

衛生管理者免許出張特別試験

12月12日(日)岩手大学(盛岡市)を会場に行われます。

この出張試験にあわせて当協会では、試験準備講習会を開催いたします。

受講をご検討いただきますようご案内いたします。

日 時; 10月18日(月)、19日(火)
10月25日(月)、26日(火)
会 場; 岩手自治会館他(盛岡市)
受 講 料; 会 員 12,600円
非会員 14,800円
テキスト代; 上・下で計4,200円
問 題 集; 2,100円

低圧電気取扱業務特別教育

標記の特別教育を開催いたします。

日 時; 学科 10月5日(火)
実技 10月6日(水)
会 場; アイ・ドーム(一関市)
受 講 料; 会 員 8,400円
非会員 9,450円
テキスト代; 630円
申 込 先; 岩手労働基準協会一関支部
0191-23-7729

低圧電気取扱業務: 低圧(交流600V以下)の充電電路の敷設、もしくは修理の業務又は配電盤室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の業務

9月は粉じん障害防止総合対策推進強化月間です。

岩手労働局では、全国労働衛生週間準備期間を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」に定め、次の重点目標にかかる対策の積極的な取り組みをお願いしています。

重点
事項

- 1 粉じん発生源に対する措置を徹底し、作業環境中の粉じんを極力減少させる。
- 2 呼吸用保護具の着用を徹底し、粉じんをできるだけ吸入しない。
- 3 じん肺健康診断を実施し、結果に基づき健康管理等を適切に行う。

新会員事業所のお知らせ

7月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
盛 岡	(株)日興産業	盛岡市
花 巻	花北生コン(株)	北上市
一 関	(有)丸新商事	一関市

支部名	事業所名	所在地
一 関	小野寺建築	一関市
大船渡	(有)ハウジング大船渡	大船渡市

岩手労働局長認定 《7月認定分》

快適職場事業場

認定番号	事業場名	市町村名
749	株式会社阿部長商店 大船渡食品	大船渡市
750	東亜建設工業(株)東北支店 久慈南堤作業所 久慈港湾口地区防波堤(南堤)築造工事	久慈市

認定番号	事業場名	市町村名
751	株式会社 丸茂建設 新庄～中屋敷系配水幹線布設工事	盛岡市
752	菱和建設株式会社 上堂電線共同溝設置工事	盛岡市

快適職場推進計画の作り方や申請の方法については、快適職場推進アドバイザーが無料でお手伝いいたします。お気軽にご相談ください。

〈連絡先〉

岩手快適職場推進センター

〒020-0022

盛岡市大通一丁目1番16号 (財)岩手労働基準協会内

TEL (019) 623-6521

FAX (019) 623-6424

講習会のお知らせ

22年11月迄のご案内

区分	講 習 名	実 施 日	場 所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
技 能 講 習 等	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	11/17(水)～18(木)	岩手県トラック協会総合研修会館	100	本 部	7,350	1,680
	有機溶剤作業主任者技能講習	10/21(木)～22(金)	岩手県トラック協会総合研修会館	100	本 部	7,350	1,680
	酸素欠乏・硫化水素危険作業 主任者技能講習	11/24(水)～26(金)	岩手県トラック協会総合研修会館	80	本部	15,225 (一部免除者) 13,125	2,310
	玉掛け技能講習	9/14(火)～16(木)	基準協会宮古支部他	30	宮古支部	21,000 (一部免除者) 18,900	1,500
		10/4(月)～6(水)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		10/4(月)～5(火)・7(木)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		10/13(水)～15(金)	盛岡市共同福祉センター他	30	盛岡支部		
		11/9(火)～11(木)	基準協会釜石支部他	20	釜石支部		
		11/9(火)～10(水)・12(金)	基準協会釜石支部他	20	釜石支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	9/10(金)～12(日)・18(土)	アイ・ドーム他	40	一関支部	28,350	1,470
		9/28(火)～10/1(金)	大船渡商工会議所他	30	大船渡支部		
		10/12(火)～15(金)	基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		10/18(月)～21(木)	盛岡市共同福祉センター他	40	盛岡支部		
		10/19(火)～22(金)	釜石職業訓練協会片岸校	30	釜石支部		
		10/19(火)・25(月)～27(水)	釜石職業訓練協会片岸校	30	釜石支部		
		10/25(月)～28(木)	花巻市技術振興会館他	40	花巻支部		
		11/9(火)～12(金)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部		
	小型移動式クレーン運転技能講習	9/6(月)～8(水)	岩手県自治会館他	30	盛岡支部	27,300 (一部免除者) 25,200	1,500
		10/6(水)～8(金)	久慈市文化会館	30	二戸支部		
		10/12(火)～14(木)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		10/19(火)～21(木)	大船渡商工会議所他	30	大船渡支部		
		10/19(火)～20(水)・22(金)	大船渡商工会議所他	20	大船渡支部		
	ガス溶接技能講習	11/1(月)～2(火)	岩手県自治会館他	40	盛岡支部	9,450	735
		11/5(金)～6(土)	花巻市技術振興会館他	60	花巻支部		
		11/5(金)～6(土)	一関職業訓練協会	60	一関支部		
		11/11(木)～12(金)	大船渡職業能力開発センター	30	大船渡支部		
	安全衛生推進者養成講習	11/10(水)～11(木)	基準協会宮古支部	40	宮古支部	8,400	1,260
特 別 教 育 講 習	アーク溶接特別教育	9/24(金)～25(土)	北上製紙(株)	40	一関支部	8,400 9,450	1,050
		9/29(水)～30(木)	岩手県自治会館他	60	盛岡支部		
		11/12(金)～13(土)	花巻市技術振興会館他	60	花巻支部		

区分	講習名	実施日	場 所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
特別教育講習	クレーン運転業務特別教育	10/26(火)～27(水)	大船渡商工会議所他	40	大船渡支部	8,400 9,450	1,500
		11/12(金)～13(土)	アイ・ドーム	60	一関支部		
		11/17(水)～18(木)	基準協会釜石支部他	40	釜石支部		
特別教育講習	小型車両系建設機械運転業務特別教育	9/24(金)～25(土)	岩手県自治会館他	20	盛岡支部	12,900	1,600
		10/1(金)～2(土)	花巻市技術振興会館他	20	花巻支部	13,950	
	低圧電気取扱作業者特別教育	10/5(火)～6(水)	アイ・ドーム	40	一関支部	8,400 9,450	630
	研削といしの取替え等の業務特別教育	9/9(木)	盛岡地域職業訓練センター	60	盛岡支部	5,250	1,050
		9/9(木)	基準協会宮古支部	40	宮古支部	6,300	
		10/23(土)	北上製紙(株)	40	一関支部		
		11/2(火)	大船渡商工会議所他	40	大船渡支部		
		11/9(火)	花巻市技術振興会館他	40	花巻支部		
	巻上げ機特別教育	11/24(水)～25(木)	大船渡商工会議所他	40	大船渡支部	11,000 14,000	1,000
その他の	職長教育	9/13(月)～14(火)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部	11,550	840
		10/14(木)～15(金)	アイ・ドーム	40	一関支部	12,600	
		11/17(水)～18(木)	基準協会宮古支部	40	宮古支部		
		11/18(木)～19(金)	大船渡商工会議所	40	大船渡支部		
	職長・安全衛生責任者教育	11/4(木)～5(金)	岩手県自治会館	50	盛岡支部	11,550 12,600	1,470
	労働衛生担当者研修会	9/13(月)	岩手県自治会館	100	盛岡支部	1,000 1,500	
	全国労働衛生週間準備研修会	9/8(水)	ベリーノホテル一関	100	一関支部	1,000 1,500	
	第1種衛生管理者試験準備講習	10/18(月)～19(火) 10/25(月)～26(火) の4日間	岩手県自治会館他	100	本部	12,600 14,700	6,300

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段＝会員以外です。
 ■ 受講料・テキスト代は消費税込みです。 ■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
 ■ 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本 部	019-623-6521	019-623-6424	honbu@iwateroukikyo.com
盛 岡 支 部	019-622-0682	019-622-0634	morioka@iwateroukikyo.com
宮 古 支 部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜 石 支 部	0193-22-3944	0193-22-3944	kamaisi@iwateroukikyo.com
花 巻 支 部	0198-24-9511	0198-23-6303	hanamaki@iwateroukikyo.com
一 関 支 部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大 船 渡 支 部	0192-27-3797	0192-27-8974	ofunato@iwateroukikyo.com
二 戸 支 部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

クイズビュート

2011年は産業安全運動の創始から100年目にあたりま
す。この創始と考えられている、ある企業が掲示した標
語は次のうちどれでしょうか。

- ① 安全第一
- ② 安全専一
- ③ 産業安全

ヒント 本誌5ページに関連記事

応募方法

締め切り

宛先

賞品及び発表

8月号の正解

①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想な
どを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。

平成22年9月24日(金)消印有効

〒020-0022 盛岡市大通一丁目1-16

(財)岩手労働基準協会 クイズ係宛て

FAX 019-623-6424

eメール honbu@iwateroukikyo.com

応募者の中から抽選で5名様に図書カード(500円券)を
お送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。

①

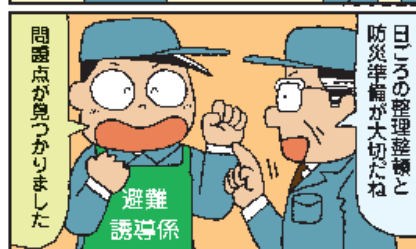
川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

ストレスを増幅させた誉め言葉

誉められることは嬉しくて、やる気も増やしてくれるも
のですが、その反面それが気になってストレスを増幅させ
ます。誉め言葉もほどほどに。

(川柳原生林6月号(杜若)鈴木みさを作品より)



監修: 中災防、マンガ: ミヤチ ヒデタカ

編集後記

○昨年1年間に全国で自殺した人は1.8%増の32,845
人で、12年連続で3万人を上回ったことが警察庁の
まとめで分かった。原因では動機が特定できた人の
うち「健康問題」が15,867人(47%)と最も多く、
このうち「うつ病」が前年比7.1%増の6,949人と全ての
具体項目の中で最も多かった。また、「経済・生活
問題」が13.1%増の8,377人と不況で失業者が増加し
たことが背景のひとつとしてみられている。年齢別
では、50歳代が最多の19.8%、次いで60代が18.1%、
40歳代が16.0%、30歳代が14.6%となっている。この
うち前年比では40歳代が前年比5.9%増と多かった。
この統計から見えてくる自殺予防対策で特に急務な
のは経済対策とうつ病対策である。当協会では、今
年も11月に「自殺予防セミナー」を開催する予定で
ある。多くの人たちにこの問題に関心を持って頂き
たいと願っている。(M・S)

岩手の死亡災害(7月末)

製	造	業	3	(1)
鉱	業	0	(1)	
建	業	1	(3)	
設	業	1	(0)	
運	業	3	(2)	
輸	業	0	(0)	
林	業	0	(0)	
商	業	3	(0)	
そ	他	11	(7)	

累 計 11 (7)
() 内は前年同期

発 行 平成22年9月1日
定価 1部 100円
{ 会員事業所の購読料
は年会費に含む }

発 行 所 財団法人岩手労働基準協会/盛岡市大通一丁目1-16
岩手教育会館7F/〒020-0022/☎019-623-6521
FAX019-623-6424
編集・発行人 佐藤 征 勝